

# 会員規約

## 第1条（名称及び本部・事務局）

秀晃道場・SHUKO BASE は、宮城県柴田郡村田町沼辺字館 36 に秀晃道場（本部・事務局）を置く。

## 第2条（目的）

精神とスポーツの競技性を持つ武道を通じ、心身の健全な発達と社会人の健康促進に努めることを目的とする。

## 第3条（会員）

当ジムの理念に賛同し、心身の健全な発達と健康促進を目的に入会する者とする。

## 第4条（入会資格）

当道場の会員は原則として、次の各号に該当しない方とする。

- ① 運動を医師から禁止されている方
- ② 暴力団関係者・薬物常用者
- ③ 当道場の会員としてふさわしくないと認めた方

## 第5条（入会手続き）

入会を希望する方は、所定の入会申込書・入会誓約書に必要事項を記入し、顔写真を添え、定められた入会金、月会費、スポーツ保険代を納入して頂く。尚、諸会費納入後からの道場使用となる。

## 第6条（入会の種類）

当道場は会員の種類を以下の通り定める。

- ① 小学生・中学生

## 第7条（月会費）

- ① 月会費は原則口座引き落としもしくはPayPay払いとする。
- ② 月会費は前月27日に引き落としまたはPayPay払いとする。
- ③ 原則として一旦納入された会費は返還しない。
- ④ 当道場の運営上の諸事情により、会費を変更することがある。その場合は事前に連絡をする。

## 第8条（退会について）

退会する際は、退会する月の前月10日までに申告すること。申告の遅れに関しての月謝の返還は一切しない。

## 第9条（年間登録費用）

会員は1年ごとに年間登録費用を支払うこととする。

## 第10条（会員資格の取消）

会員が次の各号に該当した場合は、その全員に対して会員資格の取消をすることができる。

- ① 無届により2ヶ月以上滞納したとき。
- ② 当道場の名誉・秩序を乱したとき。
- ③ 本規約・その他当道場の定める規約に違反したとき。
- ④ その他、処分を相当とする行為があり、道場がそれを決議したとき。

## 第11条（会員資格の喪失）

次の場合、会員はその資格を喪失するものとする。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名

## 第12条（責任事項）

会員は自己の責任と危険負担において、施設および設備を利用するものとする。

## 第13条（休業）

以下の事由により道場施設の一部またはすべての使用を休業することがある。

1. 各種大会
2. 天災・地災
3. 年末年始・お盆・大型連休
4. 施設の点検・補修
5. 指導者の不在時（病欠・イベントを含む）

## 第14条（改定・変更・追加）

本会員規約の改定・変更は道場の定めるところによるものとする。また、会員規約に定めのない事項は必要に応じ、道場がこれを定めるものとする。

## 第15条（附則）

本規約は平成22年1月1日より施行される。

平成26年4月1日改定。

令和2年3月23日改定。

令和3年2月4日改定。

令和4年4月1日改定。

令和5年12月15日改定。